

## 2017年JMRC近畿ラリーシリーズ規定

### 1. 目的

JMRC近畿ラリーシリーズとして、参加者及びオーガナイズクラブ間の親睦を図り、ラリー競技およびJMRC近畿の発展を目的とする。

### 2. シリーズ

アベレージラリー・SSラリーの2シリーズとする。

### 3. 部門

アベレージラリーシリーズはドライバー及びナビゲーター部門の2部門とする。  
SSラリーシリーズはドライバー及びコ・ドライバー部門の2部門とする。

### 4. クラス区分

#### ①アベレージラリーシリーズ

排気量区分なし

#### ②SSラリーシリーズ

DE-3クラス 気筒容積が1,500cc以下のRN、RJ、RPN、RFまたはAE車両

DE-4.5クラス 4輪駆動で、気筒容積が1,500ccを超え2,500cc以下のRN、RJ、RPNまたはRF車両

2輪駆動で、気筒容積が1,500ccを超えるRN、RJ、RR、RPNまたはRF車両

DE-6クラス 4輪駆動で、気筒容積が2,500ccを超えるRN、RJまたはRF車両

※各競技会において、各クラス出走台数が3台に満たなかった場合、該当クラスは不成立となり隣接する上位クラスに編入される。

### 5. ポイント

#### ①競技会毎に各クラス、下記ポイントを与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	完走
得点	10	8	6	4	3	2	1

※全出走台数が10台に満たなかった場合は、シリーズ戦として成立せず、ポイントは与えられない。

※SSラリーシリーズは、下記の得点係数を与える。

・ターマック 1.0      ・グラベル（ミックス含む） 1.5

#### ②ポイント対象者

ポイント対象者は、各競技会参加時点においてJMRC近畿正会員クラブ・団体・賛助会員に所属するJMRC近畿個人会員のみとする。その他の者が入賞した場合のポイントは繰り上げる。

#### ③所属クラブ登録

所属クラブ登録が3月31日までにJMRC近畿事務局に正会員クラブ・団体・賛助会員登録を完了していること。万一、所属クラブが3月31日までに正会員クラブ・団体・賛助会員登録を完了していない場合は、救済処置として、選手に問題無き場合のみ、4月30日を期限とし、所属クラブ変更を認める。

#### ④有効ポイント

\*アベレージラリーシリーズ全7戦中、6戦を有効ポイント対象とする。

\*SSラリーシリーズ全戦を有効ポイント対象とする。

#### ⑤シリーズ順位

有効ポイント合計点数の多い者を上位とし、順位を決定する。

#### ⑥合計ポイントが同点の場合の処置

合計ポイントが同点の場合は、下記のとおりとする。

1) 各有効ポイントを二乗し、その合計が多い順に上位とする。

2) 1) で同点の場合は、有効ポイントにクラス出走台数を乗じたものの合計が多い順に上位とする。

3) 1) 及び2) で同点の場合はポイントを得た競技会において各競技会の同

クラス1位の者との差の合計が少ないものを上位とする。また、クラス1位の場合は2位との差が大きいものを上位とする。

### 6. 競技規則違反

JAF国内競技車両規則違反に起因する失格を決定された場合、および再車検の拒否、道路交通法違反または事故による検挙、妨害行為、不正行為、競技関係者への暴言・暴行など、著しいスポーツ精神に反する行為、反社会的な行為があった場合、シリーズポイントの剥奪と、それ以後本年度のシリーズ戦競技会への参加の拒否については、JMRC近畿ラリー専門部会にて決定する。

### 7. シリーズ表彰

#### ①アベレージラリーシリーズ

アベレージラリーシリーズは総合クラス3位までとし、参加台数により変更する場合がある。

#### ②SSラリーシリーズ

SSラリーシリーズのDE-3・DE-4.5・DE-6クラスとし、各クラスの出場平均人数の30%で算出し、参加台数により変更する場合がある。但し、最大6位までとする。

### 8. シリーズ表彰式

2017年JMRC近畿表彰式にて行う。

### 9. 入賞者の義務

入賞者はシリーズ表彰式への出席を義務付ける。

### 10. 本シリーズ規定の解釈

本規定の解釈に疑義が生じた場合は、JMRC近畿運営委員会の決定を最終とする。

### 11. 規定の施行

本規定は2017年1月1日より施行する。

本規定の改定、追加項目に関してはJMRC近畿ラリー専門部会ホームページにて公示する。